

愛媛海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第138条第1項の規定により、知事が海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の選任の手続等について、法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の区分)

第2条 法第139条第1項の規定による委員の候補者の推薦の求め、又は委員になろうとする者の募集の区分は、次のとおりとする。

- (1) 個人からの推薦（以下「個人推薦」という。）
- (2) 法人又は団体（定款、規約等を定めている団体に限る。）からの推薦（以下「団体推薦」という。）
- (3) 個人の応募（以下「一般募集」という。）

(推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、任命予定日において、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第138条第4項第1号から第3号に規定する者
- (2) 法第140条に規定する者
- (3) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する者
- (4) 愛媛県内に住所を有しない者

(推薦手続)

第4条 第2条第1号及び第2号の規定により推薦しようとする者は、次の手続~~き~~を経るものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する個人推薦にあたっては、推薦者が愛媛海区漁業調整委員会委員推薦書（個人用）（様式第1号）を知事に提出するものとする。
- (2) 第2条第2号に規定する団体推薦にあたっては、当該団体等の代表者が愛媛海区漁業調整委員会委員推薦書（団体用）（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(応募手続)

第5条 第2条第3号に規定する一般募集にあたっては、愛媛海区漁業調整委員会委員応募申込書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 知事は、委員の推薦及び募集にあたっては、次の方法により周知に努めるものとする。

- (1) 県のホームページへの掲載
- (2) その他知事が適当と認める方法

(推薦及び募集の期間)

第7条 推薦及び募集の期間は、おおむね1か月とする。

2 前項の規定に関わらず、知事が必要と認めたときは、推薦及び募集の期間を延長することができるものとする。

(推薦を受けた者及び応募した者の公表)

第8条 知事は次に掲げる事項について、推薦及び募集の期間の中間及び当該期間終了後、遅滞なく県のホームページで公表するものとする。

(1) 推薦を受けた者及び募集に応じた者（以下「候補者」という。）の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

(2) 候補者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

(候補者の評価)

第9条 知事は、第3条に規定する資格を満たした候補者について、別に定める愛媛海区漁業調整委員会委員評価委員会設置要綱に基づく愛媛海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、候補者について、その評価の意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、候補者を評価し、その結果を知事に報告するものとする。

(委員の選任)

第10条 知事は、委員に任命する予定の者を決定の上、当該候補者について、県議会の同意を得て委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第11条 知事は、海区委員に罷免、失職又は辞任により欠員が生じることで、海区漁業調整委員会の運営に重大な支障が生じる場合や、漁業者等の委員が過半数を割った場合もしくは、学識経験を有する委員並びに利害関係を有しない委員が欠けた場合は、速やかに委員を補充するものとする。

2 前項の場合において、第2条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第16条の規定により、この要綱による委員の任命のための必要な行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

愛媛海区漁業調整委員会委員推薦書（個人用）

年 月 日

愛媛県知事 様

推薦者

住所

氏名

印

電話番号

愛媛海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱第4条の規定により、次の者を委員の候補者として推薦します。

1 被推薦者（推薦を受ける者）

委員の区分	<input type="checkbox"/> 漁業者又は漁業従事者 <input type="checkbox"/> 学識経験者 <input type="checkbox"/> 中立			
ふりがな		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	※性別	
※氏名	生年月日	※年齢	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
住所	〒	自宅電話番号	() -	
		携帯電話番号	() -	
※職業	(漁業者又は漁業従事者の場合は、所属漁協と漁業種類を記入して下さい。)			
※経歴	・漁業者又は漁業従事者委員の場合は、漁業の職歴、海区漁業調整委員会委員歴、漁業者が組織している法人又は団体経歴等を記入して下さい。 ・学識経験委員の場合は、職歴、海区漁業調整委員会委員歴、資源管理及び漁業経営に関する経歴等（行政機関や漁業関係団体等での資源管理・経営指導部門の勤務経験、水産研究機関等での経験等）を記入して下さい。 ・中立委員の場合は、職歴、海区漁業調整委員会委員歴等を記入して下さい。			
	期 間	事 項		
※漁業経営の状況 (漁業者又は漁業従事者として推薦される者のみ記入して下さい。)	経営形態	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	漁業従事年数 年	
	主な漁業種類			
	年間漁業従事日数 (直近3年間)	年	漁業者としての日数	漁業従事者としての日数
		年	日	日
		年	日	日
特別資格の該当	<input type="checkbox"/> 特別資格に該当する ・海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合の役員若しくは支所運営委員長であってその委員、役員又は委員長に就任後、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に該当しなくなった場合は、特別資格の欄に☑を付けて下さい。			

様式第2号（第4条関係）

愛媛海区漁業調整委員会委員推薦書（団体用）

年 月 日

愛媛県知事 様

団体名

代表者名

印

（団体名・代表者名はゴム印可）

愛媛海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱第4条の規定により、次の者を委員の候補者として推薦します。

1 被推薦者（推薦を受ける者）

委員の区分	<input type="checkbox"/> 漁業者又は漁業従事者 <input type="checkbox"/> 学識経験者 <input type="checkbox"/> 中立			
ふりがな		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	※性別	
※氏名	生年月日	※年齢	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
住所	〒	自宅電話番号	() -	
		携帯電話番号	() -	
※職業	(漁業者又は漁業従事者の場合は、所属漁協と漁業種類を記入して下さい。)			
※経歴	・漁業者又は漁業従事者委員の場合は、漁業の職歴、海区漁業調整委員会委員歴、漁業者が組織している法人又は団体経歴等を記入して下さい。 ・学識経験委員の場合は、職歴、海区漁業調整委員会委員歴、資源管理及び漁業経営に関する経歴等（行政機関や漁業関係団体等での資源管理・経営指導部門の勤務経験、水産研究機関等での経験等）を記入して下さい。 ・中立委員の場合は、職歴、海区漁業調整委員会委員歴等を記入して下さい。			
	期 間	事 項		
※漁業経営の状況 漁業者又は漁業従事者として推薦される者のみ記入して下さい。	経営形態	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	漁業従事年数 年	
	主な漁業種類			
	年間漁業従事日数 (直近3年間)		漁業者としての日数	漁業従事者としての日数
		年	日	日
		年	日	日
	年	日	日	
特別資格の該当	<input type="checkbox"/> 特別資格に該当する <small>・海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合の役員若しくは支所運営委員長であってその委員、役員又は委員長に就任後、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に該当しなくなった場合は、特別資格の欄に☑を付けて下さい。</small>			

2 推薦者（法人又は団体）

ふりがな		ふりがな	
組織の名称		代表者名	
住所 (主たる事務所の所在地)	〒		
電話番号			
構成員の資格		構成員数	
推 薦 理 由 (200字程度)			
(被推薦者の「職務内容の理解及び意欲」と「漁業に関する知識及び知見」に関する記述を盛り込んでください。)			

3 被推薦者（推薦を受ける者）の同意

愛媛県知事	様
<p>1 愛媛海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱に規定する資格を満たしており、本内容は事実と相違ありません。</p> <p>2 愛媛海区漁業調整委員会の委員として推薦を受けることに同意します。</p> <p>3 推薦書の記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会することに同意します。</p> <p>4 記載事項のうち※のついた事項について、愛媛県のホームページにおいて公表することに同意します。</p>	
	年 月 日
氏名（自署）	印

様式第3号（第5条関係）

愛媛海区漁業調整委員会委員応募申込書（個人用）

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名

印

愛媛海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱第5条の規定により、次のとおり海区委員に応募します。

1 応募の内容

委員の区分	<input type="checkbox"/> 漁業者又は漁業従事者 <input type="checkbox"/> 学識経験者 <input type="checkbox"/> 中立			
ふりがな		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ※年齢 歳	
※氏名			※性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
住 所	〒	自宅電話番号	() -	
		携帯電話番号	() -	
※職 業	(漁業者又は漁業従事者の場合は、所属漁協と漁業種類を記入して下さい。)			
※経 歴	・漁業者又は漁業従事者委員の場合は、漁業の職歴、海区漁業調整委員会委員歴、漁業者が組織している法人又は団体経歴等を記入して下さい。 ・学識経験委員の場合は、職歴、海区漁業調整委員会委員歴、資源管理及び漁業経営に関する経歴等（行政機関や漁業関係団体等での資源管理・経営指導部門の勤務経験、水産研究機関等での経験等）を記入して下さい。 ・中立委員の場合は、職歴、海区漁業調整委員会委員歴等を記入して下さい。			
	期 間	事 項		
※漁業経営の状況 (漁業者又は漁業従事者として推薦される者のみ記入して下さい。)	経営形態	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	漁業従事年数 年	
	主な漁業種類			
	年間漁業従事日数 (直近3年間)		漁業者としての日数	漁業従事者としての日数
		年	日	日
		年	日	日
	年	日	日	
特別資格の該当	<input type="checkbox"/> 特別資格に該当する (海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合の役員若しくは支所運営委員長であってその委員、役員又は委員長に就任後、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に該当しなくなった場合は、特別資格の欄に☑を付けて下さい)			

2 応募の理由

(自身の「職務内容の理解及び意欲」と「漁業に関する知識及び知見」に関する記述を盛り込んでください。)

3 応募する者の同意

愛媛県知事 様

- 1 愛媛海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱に規定する資格を満たしており、本内容は
事実と相違ありません。
- 2 愛媛海区漁業調整委員会の委員として推薦を受けることに同意します。
- 3 推薦書の記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会することに同意します。
- 4 記載事項のうち※のついた事項について、愛媛県のホームページにおいて公表することに同意
します。

年 月 日

氏名（自署）

印